

令和6年度(2024年度)  
第1回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時

令和6年(2024年)9月24日(火)午後2時00分～3時20分

2 場 所

越谷市中央市民会館 5階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

井上会長、三浦副会長、大野委員、片平委員、園田委員、高橋委員、番場委員、堀内委員

※欠席：野田委員

(2) 事務局

総務部総務課：筋課長、大久保副課長、石塚主幹、石井主任

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 議事

以下の4件について、事務局より報告及び説明を行った。

- (1) 令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について
- (2) 令和5年度個人情報ファイルの保有及び目的外利用の状況について
- (3) 令和5年度個人情報保護委員会への報告事項について
- (4) 特定個人情報保護評価(PIA)及び基幹業務システムの統一・標準化について

7 会議内容

別紙「会議録要旨」のとおり

## 8 会議資料

### (1) 議事資料

- ① 資料1：令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況
- ② 資料2：令和5年度個人情報ファイルの保有及び目的外利用の状況について
- ③ 資料3：令和5年度個人情報保護委員会への報告事項について
- ④ 資料4：特定個人情報保護評価（PIA）及び基幹業務システムの統一・標準化について

**令和6年度(2024年度)**  
**第1回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録要旨**

1 開 会

- 司会（筋課長）による開会挨拶、事務局の自己紹介
- 議長（井上会長）による議事進行へ移行
- 傍聴者の確認 ⇒ 傍聴者なし

2 議 事

(1) 令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について

- 総務課が資料1「令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況」に基づき、概要を報告した。
- 質疑応答

- ① 資料集にある越谷市個人情報保護法施行細則の保有個人情報不開示決定通知書の教示欄に「審査請求をすることができる」とあるが、細則の他の様式に審査請求の様式がない。審査請求をする場合の様式はどこにあるのか。また、様式があるとすれば、審査請求をする理由を書く欄はあるのか。

（事務局）

細則に審査請求書の様式は規定していないが、審査請求書に記載しなければならない事項が行政不服審査法に定められている。従って、審査請求書は任意で作成するものとなるが、どのように記入したらよいか分からない方のために、ひな型を用意している。

審査請求書には、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求年月日、審査請求人の氏名・住所、審査請求に係る処分の内容、審査請求に係る処分があったことを知った年月日、審査請求の趣旨及び理由、教示の有無及びその内容等を記入いただくこととなる。また、代理人がいる場合はその委任状など、必要な添付書類も提出していただくこととなる。

(2) 令和5年度個人情報ファイルの保有及び目的外利用の状況について

- 総務課が資料2「令和5年度個人情報ファイルの保有及び目的外利用の状況について」に基づき、概要を報告した。
- 質疑応答  
なし

(3) 令和5年度個人情報保護委員会への報告事項について

- 総務課が資料3「令和5年度個人情報保護委員会への報告事項について」に基づき、概要を報告した。

- 質疑応答

- ① 資料には漏えいの要点・項目のみ挙げてあるが、それぞれ具体的な内容、原因、それに対してどのような対策をとるのか、といった概要を議会等へ報告しているのか。

情報漏えいについて詳細をまとめた資料を審議会へ報告していただきたい。個人情報保護委員会の方だけ見るのではなく、もっと住民に寄り添った施策という意味で、最低限概要をまとめて、その資料を審議会に配付してほしい。

(事務局)

議会へは報告していない。所管課では、このようなことが起こると、総務課の他、いわゆる一般的な情報漏えいがあった場合は、行政デジタル推進課へも報告する義務があり、そちらの方にも報告している。また、漏えい事案ということで、半年に1回、市のホームページへも掲載している。その他、個人情報保護委員会への報告事案については、情報が漏えいした本人に対しても通知等を行っている。

委員会への漏えい報告事案については、改めてまとめた資料をお示しする。

- ② ランサムウェア攻撃は、あちこちで起きている。住民税等の通知書の印刷を請け負っていた、京都に本社のある印刷会社が攻撃を受けて、膨大な個人情報が漏えいした事案があった。この事案では、本来、記録してはいけないサーバに複写データを入れていた。また、業務委託が終わった段階で消去しなければいけない情報をそのままにしておいて、大量の情報が漏れたなどと報道されている。越谷市の件はどうか。何人の情報が漏えいしたのか。

(事務局)

本市では、複数の健康診断を公益財団法人埼玉県健康づくり事業団に委託している。事業団が依頼した調査会社の調査結果では、個人情報のデータ窃取と漏えいの痕跡は確認されなかったものの、データ窃取の有無を完全には断定できなかったとのことである。事業団のシステム内に保存されていた個人情報は、X線や超音波などの画像とその付帯情報であり、住所や電話番号は付帯情報には入っていない。しかし、ランサムウェア攻撃を受けて、漏えいが絶対ないとは言い切れないので、法に基づいて個人情報保護委員会へ報告する必要があった。

また、市や事業団のホームページで、これらの対応についてお知らせするとともに、職員はもとより、健診を受診した市民へも経緯や事情を通知し、通知時点での漏えい実態はない旨報告しているところである。

県内63市町村のうち、埼玉県を含め50近くの市町村が同様の状況となっている。健診の委託先や再委託先が事業団、ということである。実際の漏えい人数については、安全衛生管理課の関係が4,300人ほど、学務課の関係が約2,000人、保健所の健康づ

くり推進課と感染症保健対策課が 50,000 人ほどになっている。市立病院は 1,300 人ほどである。

③ 漏えいの所管課に学務課とあるが、教職員のデータということか。個人情報保護委員会に漏えい報告を上げた後、委員会から何か返ってくる可能性があるのか。

(事務局)

教職員の健康診断をしているので、教職員のデータになる。

また、委員会への報告後、報告内容について詳細を聞かれることがある。漏えいの原因等に問題があると、委員会からは是正や再度の報告を求められることもある。

市役所内部では、このような事案が発覚した段階で、市長、副市長へは報告を行い、再発防止のために啓発通知も出している。また、職員研修についても、新採用研修、主査研修の他、全職員対象のリモートラーニング研修を行い、さらには、昨年、課長職・管理者中心に、この漏えい事案も含めて、そのようなことのないようにという研修も実施している。

(4) 特定個人情報保護評価 (PIA) 及び基幹業務システムの統一・標準化について

- 総務課が資料 4 「特定個人情報保護評価 (PIA) 及び基幹業務システムの統一・標準化について」に基づき、概要を説明した。

- 質疑応答

- ① 第三者点検の進め方のところで、評価書について適合性や妥当性を点検するとあるが、これは ABC というような評価がついたチェックリストが事前に送られてくるのか。それとも自分たちで、それぞれの項目について判断するものなのか。

(事務局)

パブリックコメント期間が終了した後に、総務課から評価書とチェックリストを郵送する。審査の観点ごとに考慮事項をリスト化したものを送付するので審議会前に、あらかじめそれらを確認いただき、記載が不確か・不十分と思われる箇所をチェックした上で参加いただきたい。後は当日、所管課の説明を聞きながら資料を見て質問していただければ、と考える。

3 その他

- 質疑応答  
なし

4 閉会

- 司会 ( 助課長 ) による閉会挨拶